

城山公園再整備における建物等の立退き調停について

○主旨

県立信濃美術館の改築に併せた城山公園噴水広場の再整備にかかる園内の既存建物等の立退き調停において、申立人である建物所有者と長野市との間で合意に至ったため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの

○申立人

A（住所：長野市箱清水）

B（住所： 同上 ）

○相手方

長野市

○立退き物件

①店舗 【構造】鉄骨造二階建 【延床面積】137.75㎡

②住宅 【構造】木造平屋建 【延床面積】93.45㎡

○経過	日付	事項
	大正12年月日不詳	・現所在地に新築の登記、茶屋として営業
	昭和38年	・長野市都市公園条例施行
	平成14年4月1日	・占用許可から同園の便益施設として施設設置許可に移行
	平成30年2月17日	・新美術館に併せた噴水広場の基本デザインの公表
	平成30年4月12日	・市から建物所有者へ立退きの要請
	平成30年7月10日	・建物所有者より長野簡易裁判所へ調停の申し立て 【件名】⇒ <u>施設設置許可等請求調停事件</u>
	平成30年8月27日	・第1回調停
	令和元年9月25日	・第9回調停 ⇒ 中間合意に至る

○主な合意内容

- ・市が申立人に対し、立退補償料として4,600万円を支払う。
(建物移転料、既存建物の解体費)
- ・建物を撤去し、土地を明け渡す期限は令和2年9月30日とする。

